

第1回質問に対する回答（実施方針（案））

対象事業：西長沢浄水場排水処理施設整備事業

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問/意見	内容	回答	
1	汚泥運搬・処分業務	4	第1	2	(4)	イ	(ウ)	e	質問	廃棄物の処理及び清掃に関する法律における排出事業者は、事業者との理解でよろしいでしょうか。その場合、事業者で配置が必要な資格者等の要件をご教示ください。	ご理解の通りです。配置が必要な資格者等の要件は要求水準書（案）で示します。
2	汚泥運搬・処分業務	4	第1	2	(4)	イ	(ウ)	e	質問	本排水処理施設は産業廃棄物処理施設に該当するとの理解でよろしいでしょうか。また、廃棄物処理施設設置許可及び産業廃棄物処理業の許可は、発注者にて申請されるとの理解でよろしいでしょうか。	前段についてはご理解の通りです。 後段の廃棄物処理施設設置許可の申請手続きは、事業者の業務範囲とします。なお、申請先から企業団からの直接の申請を求められた場合は企業団で対応としますが、申請に係る資料作成及び申請手続きの費用は事業者が負担するものとします。詳細は、要求水準書（案）に示します。 産業廃棄物処理業の許可については、排出事業者がDBO事業者となるため、自社運搬もしくは収集運搬業の許可を持つ企業への一次委託を想定しており、産業廃棄物処理業の許可は不要となります。
3	計画処理能力	7	第1	3	(1)	イ			質問	施設能力937,700m ³ /日は、浄水処理としての施設能力であり、対象施設である排水処理施設に求める施設能力は、要求水準書にてお示し頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
4	日影規制	8	第1	3	(1)	エ	表1-3		質問	排水処理施設が日影規制に対し、既存不適格とある。表1-4に記載の今回整備内容「排水処理棟/建築物の一部改修」は、現行規制に適合必要な”増築”や”改築”には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
5	騒音規制	8	第1	3	(1)	エ	表1-3		質問	騒音規制値が記載されていますが、暗騒音が騒音規制値同等以上あった場合は、規制値について協議頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	企業団に帰責事由がある場合は、協議とします。
6	整備対象施設及び整備内容	9	第1	3	(2)	表1-4			質問	各設備の整備内容として、撤去、新設とありますが、具体的な撤去対象範囲は要求水準書において具体化され提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）で示します。
7	整備対象施設及び整備内容	9	第1	3	(2)	表1-4			質問	※3に放流用浄水設備はピコプランクトン対策として実施を想定するとありますが、放流用とは下水放流するための施設という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、ピコプランクトン対策は下水放流に限定しないものとし、事業者提案により、その他の方法を用いて浄水処理に影響を及ぼさないよう着水井に返送することも可能です。
8	整備対象施設及び整備内容	9	第1	3	(2)	表1-4			質問	下水放流することを目的に放流用浄水設備を設置する場合、下水放流に伴う費用の負担は、発注者と事業者のどちらが負担するのか、具体的な範囲をご教示ください。また下水放流に関する費用の算定基準や算出方法について、ご教示ください。	要求水準書（案）で示します。

第1回質問に対する回答（実施方針（案））

対象事業：西長沢浄水場排水処理施設整備事業

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問/意見	内容	回答
9	整備対象施設及び整備内容	9	第1	3	(2)	表1-4		質問	濃縮槽の補機類、配管等の整備内容として、新設とある。一方、別紙1には「濃縮槽 補機類、配管等撤去工事」と記載あるが、撤去工事は含まないと理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。詳細は要求水準書（案）で示します。
10	整備対象施設及び整備内容	9	第1	3	(2)	表1-4		質問	放流用浄水設備の整備内容として、新設とある。一方、別紙1には「放流用浄水設備 機械電気設備撤去工事」と記載あるが、撤去工事は含まないと理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。詳細は要求水準書（案）で示します。
11	整備対象施設及び整備内容	9	第1	3	(2)	表1-4		質問	場内配管等の整備内容として、整備とある。これは、撤去や新設を伴わない、補修又は清掃作業との理解でよろしいでしょうか。	詳細は要求水準書（案）で示します。
12	運転維持管理業務の範囲	10	第1	3	(3)	表1-5		質問	※1に付帯設備も運転維持管理業務の対象に含むとあります。付帯設備とは、機械設備、電気設備、計装設備の補機など指し、建築附帯設備を指しているのでは無いとの理解でよろしいでしょうか。	建築付帯設備も含みます。
13	運転維持管理業務の範囲	10	第1	3	(3)	表1-5		質問	建築設備や建築附帯設備は、大部分が既設流用であり維持管理は業務範囲外との理解でよろしいでしょうか。	建築設備や建築付帯設備は、運転維持管理業務の範囲となります。詳細は要求水準書（案）で示します。
14	運転維持管理業務の範囲	10	第1	3	(3)	表1-5		質問	浄水処理施設とのバッテリーリミット（機械設備、配管等）については、要求水準で示されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
15	汚泥及び脱水ケーキ提供申請	14	第2	2	(2)	オ		質問	汚泥及び脱水ケーキ提供申請の申込期間が令和8年2月27日までとありますが、2回目の提供時期が令和8年1月と申込期限よりも早くなっています。どちらが正になりますでしょうか。	提供期間が正であり、5月15日に公表の「汚泥及び脱水ケーキの提供に関する変更について」に記載の通り、申込期間を修正します。
16	事業スキーム	16	第3	1	(2)			質問	※注釈に「構成企業から応募グループ及び建設JV、維持管理JVの代表企業をそれぞれ1社選定する者とする。」「維持管理JVは維持管理企業と応募グループの代表企業及び機械企業を含む（応募グループの代表企業との兼務は可）」とありますが、代表企業は、応募グループ、建設JV、維持管理JVのすべて同一企業でも良いとの理解でよいでしょうか。	ご理解の通りです。
17	事業スキーム（参考例）	16	第3	1	(2)			質問	設計企業については、コンサルタント登録等が行われた独立した企業として参画する必要がある（工事監理の第三者中立性の担保のため）と考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	設計企業に求める要件を満たせば、コンサルタント登録がされた独立した企業とする必要はありません。設計企業の要件に関して、No.24の回答を参照ください。

第1回質問に対する回答（実施方針（案））

対象事業：西長沢浄水場排水処理施設整備事業

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問/意見	内容	回答
18	事業スキーム（参考例）	16	第3	1	(2)			質問	今後の募集要項や事業者選定基準の中で、設計企業について設計実績を求めてくる、もしくは実績に応じた加点を付与されると考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	評価に関する内容は落札者決定基準で示します。
19	監理技術者	19	第3	3	(1)	サ		質問	建設JVを構成する1企業の担当する業種が複数ある場合は、業種ごとに監理技術者等を配置することと記載がありますが、一人の監理技術者等が複数の業種にかかる資格を保有する場合、兼任することは可能でしょうか。	ご理解の通りです。
20	監理技術者	19	第3	3	(1)	サ		質問	機械器具設置工事及び電気工事を担当する企業の監理技術者は、工場製作期間と現場工事期間で別々の技術者を配置することは可能でしょうか。また、現場工事期間の監理技術者等について、現場の常駐が必要でしょうか。	前段についてはご理解の通りです。 後段について、監理技術者は工事に対する専任は必要ですが、監理技術者制度運用マニュアルに記載の通り、常駐の必要はありません。ただし、監理技術者が現場代理人を兼務している場合は、現場代理人の常駐義務が発生しますが、現場代理人の常駐の緩和については、入札説明書で示す予定です。
21	監理技術者	19	第3	3	(1)	サ		質問	機械器具設置工事の現場工事期間は、機械器具設置工事業に係る監理技術者のみの配置が必要であり、電気工事業に係る監理技術者の配置は不要との理解でよろしいでしょうか。また同様に電気工事の現場工事期間は、電気工事業に係る監理技術者のみの配置が必要であり、機械器具設置業に係る監理技術者の配置は不要との理解でよろしいでしょうか。	監理技術者の配置は現場工事期間や他業種の状況にかかわらず、工事期間を通じて必要なものとなります。なお、監理技術者の専任を要しない期間については、現場着手前に企業団と事業者が協議を行い、協議録等の書面により専任を要しない期間を明確にします。
22	監理技術者等の配置について	19	第3	3	(1)	サ		質問	「建設JVを構成する1企業の担当する業種が複数ある場合は、業種ごとに監理技術者等を配置すること。」とありますが、この業種とは機械設備や電気設備といった工種という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
23	統括責任者	20	第3	3	(1)	ス		質問	統括責任者は、本事業における監理技術者と兼任することは可能でしょうか。また現場の常駐が必要でしょうか。また、統括等の業務経験を有する者とすると記載ありますが、統括等の業務経験の定義をご教示ください。	統括責任者は監理技術者と兼任は可能です。また、No. 20の回答と同様、現場代理人でない統括責任者は現場の常駐は必ずしも必要ではありません。統括等の業務経験については入札説明書等で示します。
24	設計業務を実施する企業の要件	20	第3	3	(2)			質問	設計企業は建設JVを構成する企業として参加する必要がありますが、機械企業および電気企業が設計企業を兼ねることが可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 なお、P. 17の(1)に「入札参加資格者名簿に登録されていること」と記載しておりますが、工事を実施する企業が自ら担当する工事（業種）の設計まで行う場合は、その工種の設計業務に係る有資格者名簿の登録は問いません。この場合、工事を実施する企業が本事業で担当する工事（業種）に関する設計企業であることを明らかにしていただきます。詳細は実施方針（案）の修正版ならびに入札説明書等で示します。

第1回質問に対する回答（実施方針（案））

対象事業：西長沢浄水場排水処理施設整備事業

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問/意見	内容	回答
25	設計業務を実施する企業の要件について	20	第3	3	(2)			質問	機械企業や電気企業が設計企業として設計業務を担当することは妨げないという理解でよろしいでしょうか。	No. 24的回答を参照ください。
26	設計業務を実施する企業の要件	20	第3	3	(2)			質問	設計業務には工事監理が含まれていると考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	工事監理業務は含みません。
27	プロフィットシェアについて	28	第11	3				質問	プロフィットシェアに関する提案は事業者選定時または事業期間中どちらも可能という理解でよろしいでしょうか。	該当箇所に記載の通り、事業開始後の業務の効率化やライフサイクルコスト縮減の提案促進を図るための仕組みとして、事業期間中のみを対象とします。
28	排水処理棟内の脱水機の基礎および杭の強度計算書について	別紙1	1/2	—	—	—	—	質問	平成9年～平成12年に西長沢浄水場排水処理棟改築工事で施工された排水処理棟内の脱水機の基礎および杭の強度計算書をご提供頂くことは可能でしょうか。	今後行う資料閲覧において、閲覧できるように対応します。
29	放流用浄水設備について	別紙1						質問	新設工事箇所が示されていますが、地盤等の調査については企業団様にて実施済み、もしくは今後実施されるという理解でよろしいでしょうか。	設計・施工に必要な調査は、事業者にて対応とします。ただし、工事箇所の既存施設の図面や付近の地質調査結果については、今後行う資料閲覧において、閲覧できるように対応します。
30	設備台数 (二次濃縮①)	別紙4						質問	M-4 排泥池汚泥引抜ポンプの台数は、表中は2台ですが、フロー中は5台となっています。5台が正と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。修正します。
31	設備台数 (脱水機)	別紙4						質問	M-9 メンテ用ホイストの台数は、5台と記載ありますが、プラントビューより、各脱水機5台、共通1台の計6台が正と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。修正します。
32	設備台数 (脱水機)	別紙4						質問	M-10 ろ液移送ポンプの台数は、1台と記載ありますが、プラントビューより、3台が正と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。修正します。
33	設備台数 (脱水機)	別紙4						質問	M-18 自動給水装置の台数は、2台と記載ありますが、プラントビューより、ポンプ2台が1台のユニットに搭載された設備と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。修正します。
34	法制度について	別紙8						質問	本事業に直接の影響を及ぼさない法制度・許認可の新設、変更等が事業者側の負担とされていますが、当該リスクは事業者側でコントロールできるものではなく、不可抗力事由に相当するとしていただけないでしょうか。	原案の通りとします。
35	リスク分担表(1/3)	別紙8	共通	法制度 関連	許認可	9		質問	排水処理施設を更新することに関連する許認可は貴企業団が実施すべき手続き・届出との理解でよろしいでしょうか。（例：水濁法上の特定施設に関する申請など）	申請手続きは、事業者の業務範囲とします。申請に係る資料作成及び申請手続きの費用等については、No. 2的回答を参照ください。

第1回質問に対する回答（実施方針（案））

対象事業：西長沢浄水場排水処理施設整備事業

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問/意見	内容	回答
36	住民対応について		別紙8					質問	「事業者が行う業務（調査・設計・工事・運転維持管理）に関する地元合意形成等であって、事業者の帰責事由によるもの」としていますが、ここでいう地元合意形成のための住民説明については企業団様が主体で実施していただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 なお、事業者には資料を作成いただき、説明会で工事に関する詳細な説明をしていただく予定です。
37	リスク分担表(1/3)	別紙8	共通	資金	物価変動			質問	※3一定の割合を超える費用負担は企業団、それ以外は事業者が負担と記載がありますが、一定の割合の詳細を教示ください。	契約書（案）で示します。
38	リスク分担表(1/3)	別紙8	共通	変更・中止	計画変更			質問	貴企業団の帰責事由による実施設計等における設計変更につきましては、建設費及び維持管理費について見直し頂けると理解してよろしいでしょうか。	どちらの帰責事由に相当するか、事業の実施にあたって変更の必要性などについて、双方で協議を行い、費用の見直し対象とするか決定します。
39	事業者の発注する業務について		別紙8					質問	事業者が発注する契約内容の変更が企業団様からの依頼・要望に起因するものであった場合は、発注者様の負担としていただけないでしょうか。	帰責事由や事業実施にあたっての必要性などを双方で協議したうえで、費用負担を決定します。
40	不可抗力について		別紙8					質問	「不可抗力」が原因として他のリスク分担の項目に影響を与えた場合、「不可抗力」のリスク分担が優先されて適用されるという理解でよろしいでしょうか。	不可抗力が原因の場合はご理解の通りですが、別紙8リスク分担表に記載の通り、発生事象や発生事由に応じて、リスクの分担を協議し、決定します。
41	用地について		別紙8					質問	更新改良を行う上でやむを得ない事由による用地の確保については企業団様の負担としていただけないでしょうか。	原案の通りとします。
42	工事遅延、工事費増加、運転維持管理費の増加について		別紙8					質問	企業団様から提供された図面や調査結果等の資料及び事業者が実施する現地調査等によって目視確認できる情報から、事前に予見できなかった事象に起因する工事遅延、工事費増加及び運転維持管理の増加は企業団様の負担という理解でよろしいでしょうか。	別紙8 リスク分担表に記載の通り、発生事象や発生事由に応じて、リスクの分担を協議し、決定します。
43	工事費増加について		別紙8					質問	事業者は開示資料を基に技術検討を行い、ある程度余裕を持った提案設計を行い応札額を決定します。しかしながら、事業者に選定された後、追加調査を行い、あらためて技術検討と基本・実施設計を行った結果、どうしても提案設計の内容を変更する必要性が生じ、想定された事業費を増加せざるを得ないケースもあります。こういった場合、設計変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	No. 42の回答を参照ください。
44	リスク分担表(2/3)	別紙8	工事	施設の 契約不 適合責 任	63			質問	本工事は、段階的な工事となる想定します。運転開始する施設は、完成時点で貴企業団に施設を引き渡し、その時点が契約不適合責任期間の起点となるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は契約書（案）で示します。

第1回質問に対する回答（実施方針（案））

対象事業：西長沢浄水場排水処理施設整備事業

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問/意見	内容	回答
45	リスク分担表(3/3)	別紙8	運転維持管理	発生土	66			質問	搬出業者・処分業者の廃業、事業停止に伴う処分の不備は事業者のリスクとなっておりますが、どちらの帰責事由でもない市場縮小や価格高騰などについては、貴企業団と事業者間で別途協議頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	帰責事由の判断も含めて協議とします。
46	リスク分担表(3/3)	別紙8	運転維持管理	施設	76			質問	ガスの供給停止に関し、事業者の帰責事由によるものに限定するとの理解でよろしいでしょうか。	脱水機設備の更新前の加温設備を使用中のガスの供給停止は負担者を企業団に修正します。ただし、脱水機設備の更新後は帰責事由を問わず、負担者は事業者のままでします。
47	本実施方針の質問に対する回答の取り扱いについて							質問	本実施方針の質問に対する回答は、入札公告以降にも適用されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、時系列的に新しい文書が優先されることとなります。